

平成21年12月4日 17:00

(照会先)厚生労働省健康局結核感染症課

※健康被害救済制度の相談窓口

(平日 10:00~18:00)

報道関係者 各位

新型インフルエンザ予防接種による 健康被害救済制度について

「新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法」が本日12月4日に公布され、新型インフルエンザ予防接種による健康被害救済制度が開始されました。

厚生労働省のホームページなどにおいて当制度について、公表しておりますので別添のとおりお知らせいたします。

新型インフルエンザ予防接種による健康被害救済制度

新型インフルエンザの予防接種による健康被害救済制度とは

新型インフルエンザの予防接種を実施して、何らかの健康上の問題（健康被害）が発生した場合に、医療費などを給付する制度です。

（注）「新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法」（平成 21 年 12 月 4 日公布）

この制度を利用できるケース

今回の新型インフルエンザ予防接種事業に基づいて、ワクチンを接種したことにより、入院を必要とする程度の医療を受けた場合や、一定程度の障害が残った場合、亡くなられた場合です。

利用できるケース	給付の種類
入院を必要とする程度の医療を受けられた場合	・医療費 ・医療手当
一定程度の障害が残った場合	障害年金 もしくは 障害児養育年金
亡くなられた場合	・遺族年金 もしくは 遺族一時金 ・葬祭料

（注）給付の種類については別紙1をご参照ください。

入院を必要とする程度の医療とは

正式には、「病院または診療所への入院を必要とすると認められる場合に必要な程度の医療」であり、入院治療が行われる場合をさします。

入院治療が必要と認められながら、やむを得ず自宅療養を行う場合でも、救済の対象になります。

なお、入院して治療を受けた場合であっても、新型インフルエンザ予防接種による疾病だけをみると、入院治療を必要とする程度であるとは認められないときは、救済の対象になりません。

「障害」とは

この制度における「障害」の状態とは、症状が固定している状態、または症状が固定しないまま初診日から1年6ヶ月を経過した後の状態をいいます。支給の対象となる障害は、次の「1級」と「2級」に該当する程度です。

1級の障害：日常生活の用を自分ですることができない程度の障害

2級の障害：日常生活に著しい制限を受ける程度の障害

(注)1級・2級の障害の詳細については別紙2をご参照ください。

申請の受付開始時期

平成21年12月4日より申請を受け付けています。

申請の方法

各給付について請求できる方が、必要書類(請求書、診断書、住民票の写し、接種証明書など)を添えて厚生労働省に郵送で申請してください。なお、診断書や接種証明書などは、医療機関で作成していただく必要がありますので、医療機関にご相談ください。

申請された内容は、審査会(疾病・障害認定審査会)で審査され、該当すると判断された場合に給付されます。

(注1)給付の種類の詳細については別紙1をご参照ください。

(注2)申請書類については別紙3をご参照ください。

この法律が成立する前に新型インフルエンザの予防接種を受けていた場合の扱い

この法律が成立する前(平成21年12月3日以前)に、今回の新型インフルエンザの予防接種事業に基づく新型インフルエンザ予防接種をお受けになり、ワクチンを接種したことによって、入院を必要とする程度の医療を受けた場合や、一定程度の障害が残られた場合、亡くなられた場合であっても、救済の対象となります。

健康被害救済制度に関するご相談

○健康被害救済制度の相談窓口

TEL 03-3501-9060

受付日:平日 受付時間:10時～18時

申請書の郵送先

厚生労働省 健康局 結核感染症課 予防接種係 宛て

住所:〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2

電話:03-5253-1111(代表)